

立会外取引実施細則

立会外取引実施細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第4項の規定に基づき、立会外取引に関し必要な事項について規定する。

(申出価格)

第2条 立会外取引の申出価格は、次の各号のいずれかに該当し、当事者間で合意した価格とする。

- (1) 申出限月における申出の属する計算区域の帳入値段
 - (2) 申出限月における申出の属する計算区域の高値と安値の範囲内
 - (3) 申出限月における申出の属する計算区域の前計算区域の帳入値段の±100分の1の範囲内
 - (4) 第2号に掲げる高値と前号に掲げる帳入値段の-100分の1の範囲内又は第2号に掲げる安値と前号に掲げる帳入値段の+100分の1の範囲内
- 2 前項の規定にかかわらず、エネルギー市場の電力の立会外取引の申出価格は、次に掲げる算定式の範囲内において、当事者間で合意した価格とする。

$$X \pm (Y \times 32\%)$$

X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあつては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあつては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

- 3 前各項のほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた値段

(申出時間)

第3条 立会外取引の申出時間は、午後4時15分から翌日午前5時30分まで（ただし、エネルギー市場の電力にあつては、午後4時15分から午後7時まで）、又は午前8時20分から午後4時までとする。

(申出対象限月)

第4条 立会外取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第17条に定める限月とする。

(呼値の単位)

第5条 業務規程第18条第3項の立会外取引実施細則に定める呼値の単位とは、次のとおりとする。

(1) 現物先物取引

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭
中京石油市場	ガソリン	10銭
中京石油市場	灯油	10銭
アルミニウム市場	アルミニウム	0.1銭

(2) 現金決済先物取引

イ 業務規程第18条第2項第1号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭

ロ 業務規程第18条第2項第2号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭

ハ 業務規程第18条第2項第3号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	原油	10銭

ニ 業務規程第18条第2項第4号から第7号までに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	電力	1銭

(申出及び取消し等)

第6条 業務規程第35条第4項に規定する立会外取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各号のいずれにも該当しないとき、申出対象限月が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。

2 前項の規定により、当社が適当でないと認めたときは、立会外取引の売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後の午後5時までに当該売買約定を取り消すものとする。

(法定帳簿の記載方法)

第7条 立会外取引を行った取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）は、法定帳簿上、立会外取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(記録の保存)

第8条 立会外取引を行った取引参加者は、立会外取引の申出に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(帳簿等の提出要求)

第9条 当社は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、当該立会外取引に係る書類等を提出させることができる。

(改廃)

第10条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成22年2月4日に施行する。

附則

第3条（申出対象限月）及び第4条（最低申出数量）の新設規定並びに第2条（申出対象者）、第5条（法定帳簿の記載方法）、第6条（書面等の保存）、第7条（調査及び帳簿等の提出要求）及び第8条（改廃）の変更規定は、平成22年12月24日から施行する。

附則

第1条（目的）及び第3条（申出対象限月）から第5条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成23年5月2日に施行する。

附則

第2条（申出対象者等）及び第5条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成24年1月4日に施行する。

附則

第3条（申出対象限月）の変更規定は、平成24年3月1日に施行する。

附則

第4条（最低申出数量）の変更規定は、平成25年1月11日に施行する。

附則

第4条（最低申出数量）の変更規定は、平成25年2月12日に施行する。

附則

第2条（申出対象者）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第3条（申出対象限月）及び第4条（最低申出数量）の変更規定は、平成27年5月7日に施行する。

附則

規程名、第1条（目的）及び第5条（法定帳簿の記載方法）から第8条（改廃）までの変更規定並びに第2条（利用可能対象者等）から第4条（最低申出数量）までの削るは、平成27年4月1日に施行する。

附則

第1条 第2条（申出及び取消し等）から第6条（呼値の単位）までの新設規定及び第2条（法定帳簿の記載方法）から第5条（改廃）までの変更規定は、平成28年9月20日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

附則

第6条（呼値の単位）、第7条（法定帳簿の記載方法）、第8条（書面等の保存）及び第9条（調査及び帳簿等の提出要求）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第6条（呼値の単位）の変更規定は、平成29年3月21日に施行する。

附則

第6条（申出及び取消し等）の新設規定、第1条（目的）、第3条（申出価格）、第4条（申出時間）、第5条（申出対象限月等）、第6条（呼値の単位）及び第8条（書面等

の保存)の変更規定並びに第2条(申出及び取消し等)を削るは、平成29年5月8日に施行する。

附則

第4条(申出対象限月)の変更規定は、平成30年4月17日に施行する。

附則

第3条(申出時間)及び第5条(呼値の単位)の変更規定は、平成30年10月9日に施行する。

附則

第2条(申出価格)、第3条(申出時間)及び第5条(呼値の単位)の変更規定は、令和元年9月17日に施行する。

附則

第2条(申出価格)の変更規定は、令和元年9月17日に施行する。

附則

本変更規定は、2019年12月1日に施行する。

附則

本変更規定は、2020年7月27日に施行する。